

## 鳥獣及び害虫駆除マニュアル

このマニュアルは横浜市営住宅及び改良住宅内共用部、児童公園、広場ならびに現在横浜市建築局市営住宅課所管となっている土地における、繁殖期のカラス等、鳥獣及び害虫駆除のために使用する。

### 1 カラスの駆除

カラスの巣の撤去要望があった場合、その処理方法は以下の通りとする。

- (1) 入居者または自治会並びに近隣住民より通報または要望があった場合は、場所を確認の上、繁殖中か否かを(卵、ヒナの有無)確認する。
- (2) 繁殖中ではない場合(卵、ヒナが無い場合)はその巣を撤去する。
- (3) 繁殖中の場合(卵、ヒナがある場合)は指定管理者が、「鳥獣保護法第9条第1項」に基づく捕獲許可(有害鳥獣捕獲)を得た後に巣を撤去する。
- (4) 交付された許可書に、採取報告事項を記載し、報告をする。また、その写しを横浜市建築局市営住宅課担当者に提出する。

### 2 ハトの駆除

- (1) 入居中の住居、バルコニー・窓庇等に巣を作られ、卵又はヒナがある場合は、そのヒナの巣立ちを待って、原則的には入居者が巣を撤去する。
- (2) 共用階段、屋上等、共用部分及び空家住戸に巣を作られ、卵又はヒナがある場合は、そのヒナの巣立ちを待って、指定管理者が巣を撤去する。
- (3) バルコニー、窓庇または手摺部分<sup>ぼうきゆう</sup>への防鳩ネット等の取付けは入居者負担とする。
- (4) 空家住戸バルコニー、窓庇または手摺部分への防鳩ネット等の取付けは指定管理者が行う。また、入居時撤去も行うこと。
- (5) 共用部分への防鳩ネット等の取付けは自治会等の総意のもと、指定管理者が行う。

### 3 その他の動物駆除

野犬、その他、逃亡ペットまたは、野生化したペット等の捕獲・駆除は、各区福祉保健センター生活衛生課に照会する。(危険と思われる逃亡ペット類は、所轄警察署に届け出る。)

捕獲から処理までを委託する場合は、横浜市環境創造局に問い合わせ、専門業者の紹介を得る。

### 4 害虫駆除

指定管理者における害虫駆除は次に挙げる条件を満たす場合に限り実施する。

#### (1) 指定害虫(主な寄生樹木)

- ①ドクガ類(チャドクガ等)・・・毒(ツバキ・サザンカ・ウメ・サクラ等)
- ②イラガ類・・・毒(カキ・カエデ・ニセアカシア・ウメ・サクラ等)
- ③アメリカシロヒトリ・・・食害(サクラ・プラタナス・ニセアカシア・ポプラ等)
- ④モンクロシャチホコ・・・食害(サクラ等)
- ⑤マツカレハ・・・毒(マツ)
- ⑥タケノホソクロバ・・・毒(ササ・タケ)
- ⑦ミノウスバ・・・食害(マサキをはじめとするニシキギ科の葉)
- ⑧スズメバチ
- ⑨アシナガバチ

(2) 指定害虫以外

共用部分に大量に発生し、居住者や隣接住民の日常生活に支障をきたしており、かつ、自治会等の管理組織で対応が困難と判断されるものは横浜市建築局市営住宅課と協議し指定管理者で駆除を行う。

問い合わせ先

※ 「鳥獣保護法第9条第1項」に基づく捕獲許可(有害鳥獣捕獲)

横浜市環境創造局動物園課 TEL 671-4124

その他の動物について

横浜市環境創造局動物園課 TEL 671-4124